

十日町市ほくほく線高架下駐車場定期利用者募集要項（H31. 4～）

ほくほく線十日町駅高架下駐車場の定期利用者を募集します。

引続き、鉄道定期券を有する者のほか、「週1回以上鉄道を利用する法人」も募集します。

（※法人とは株式・有限会社、財団法人、NPO など法人登録している会社。個人商店等は除く。）

●十日町市ほくほく線高架下駐車場の概要

位 置： 十日町市旭町 251 番地 17

駐車台数： 45 台（定期利用 10 台、一般利用 23 台、駅関係者 12 台）

利用時間： 終日（24 時間）

料 金： 一般利用 最初の 30 分無料、以降 30 分毎に 100 円（24 時間の上限額 1,000 円）
定期利用 月額 12,000 円

定期利用： 鉄道定期券を有し、十日町駅（ほくほく線、JR 飯山線）を利用する者及び週 1 回以上十日町駅を乗降し鉄道（ほくほく線、JR 飯山線）を利用する法人
定期利用は月単位の利用となります

割 引： 十日町駅を乗降する鉄道利用者は 24 時間の上限額は 500 円となります（鉄道利用者で 3 時間 30 分以上の利用で割引が適用されます）

割引方法： ご自身で駐車券をほくほく線駅構内に設置した割引認証機に通してください

車 種： （1）普通自動車 （2）小型自動車 （3）軽自動車

ただし、積載物を含め、長さ 5 m 以下、幅 2 m 以下、高さ 2 m 以下に限る

利用条件： 十日町市ほくほく線高架下駐車場条例及び同施行規則によります

●定期利用申請者の要件及び料金

- ・鉄道定期券を有し、十日町駅（ほくほく線、JR 飯山線）を利用する者（個人） 月額 12,000 円
- ・週 1 回以上十日町駅を乗降し鉄道（ほくほく線、JR 飯山線）を利用する法人 月額 12,000 円

●申請方法

	鉄道定期券を有する者（個人）	鉄道を週 1 回以上利用する法人
定期枠	5 台	5 台
受付期間	随時	随時
利用開始日	許可日	許可日
提出書類	利用申請書、定期券・車検証のコピー	利用申請書、車検証のコピー
決定方法	受付順	受付順
提出先	一般社団法人 十日町市観光協会（十日町市総合観光案内所内）	
その他	利用期間は許可日から当該年度末までとします。 年度ごとに再度利用許可申請が必要です。 法人の方は期間終了後、鉄道利用の実績報告をお願いします。	

●問合せ先

指定管理者 一般社団法人 十日町市観光協会（電話 025-757-3345）